

議案第24号

多可町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について

多可町部落差別の解消の推進に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町部落差別の解消の推進に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない多可町を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない多可町を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(町民の役割)

第4条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を講ずる責務を有する。

(教育及び啓発)

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する責務を有する。

(調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、部落差別に関する実態調査等を実施する責務を有する。

(推進体制の充実)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずる責務を有する。

(審議会)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、多可町部落差別解消推進審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(1) 基本計画及び実施計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 第3条、第5条、第6条に掲げるもののほか、部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 この審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。